

平成
27年分

市・道民税の申告、所得税の確定申告

市・道民税	3月15日(火)まで
所得税 復興特別所得税	2月16日(火)から 3月15日(火)まで
個人事業者の消費税 および地方消費税	3月31日(木)まで
贈与税	2月1日(月)から 3月15日(火)まで

所得税の確定申告が必要な人

- ・営業収入、不動産収入がある人
- ・土地、建物などを売った人
- ・一時所得（生命保険満期金など）、雑所得（報酬など）がある人
- ・公的年金から所得税を源泉徴収されている人
※公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告をする必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。公的年金など以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要の場合でも、市・道民税の申告が必要な場合があります。

所得税の申告が必要なサラリーマン

- ・給与収入が2,000万円を超えている人
- ・給与を2カ所以上から受けている人
- ・給与所得や退職所得以外の所得が、20万円を超えている人

申告方法 税務署に直接か郵送

※申告書は「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成してください。国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」から、所得税の確定申告書の作成などができます。また、作成した申告書は、送付または電子申告（e-Tax）で提出できます。

《詳細》室蘭税務署

☎22-4151 ☎051-0023 入江町1-13
市・市税課市民税係

☎25-2294 ☎051-8530 海岸町1-4-1
※土・日曜日、祝日の受け付けは、行っていません。

市・道民税の申告が必要な人

今年の1月1日現在、市内に居住している人。ただし、確定申告書を提出した人と、勤務先で年末調整をした人は申告する必要がありません。

申告方法 市・市税課市民税係に直接または郵送

※申告書は、市・市税課（広域センタービル1階）、蘭東支所にあります。

※昨年、市・道民税の申告をした人には、申告書を1月に郵送しています。該当事項を記入し、返送してください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意！

東日本大震災の被災地復興のための財源を確保するため、平成49年分まで復興特別所得税（原則として各年分の所得税の2.1パーセント）を、所得税と併せて申告・納付することとされています。還付申告も含め、確定申告書には、復興特別所得税の記載が全ての人に必要となります。

医療費控除

本人または生計を一にする家族の分の医療費で、自己負担額10万円（合算可、所得金額の5パーセントの金額の方が低い場合はその金額）以上を支払った場合、税金の負担が軽くなる医療費控除の対象となります。なお、この控除を受けるには医療費を支払ったときの領収書が必要です。

障害者控除 《詳細》市・高齢福祉課介護認定係 ☎25-2861

65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の基準を満たしていれば、障害者手帳を持っていなくても、障害者控除の対象になる場合があります。

相談

相談	実施日	時間	会場	申込先・詳細
市民相談(生活の悩みなど)	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	市民相談室 (市役所本庁舎1階)	市民相談室 ☎25-2703
消費生活に関する相談	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	消費生活センター (市役所本庁舎1階)	消費生活センター ☎25-3100
	土・日・祝日	10:00～16:00		消費者ホットライン ☎188
弁護士による無料法律相談	13日(土) 27日(土)	9:30～12:00 (相談時間30分以内)	中小企業センター	市民相談室 ☎25-2703 (1日先着5人・事前に申し込み)
行政相談委員による定例相談 (国や道、市の行政について)	11日(木)	13:00～15:00	モル工中島内 サンドラッグ横通路	北海道管区行政評価局 行政相談課 ☎011-709-1803
行政書士くらしの無料相談 (相続、各種認可、届出などについて)	20日(土)	9:30～12:00	中小企業センター	北海道行政書士会室蘭支部 ☎23-3207
身体・知的障がいのある人と家族 のための相談支援専門員による障 害福祉サービス利用などの相談	19日(金)	13:00～16:00	障害者福祉総合センター (ぴあ216)	ぴあ216 ☎45-6611 ☎45-1003 (就労相談は事前に申し込み)
夜間納税相談 (納付もできます)	16日(火) ～25日(木) (土・日を除く)	17:15～19:00	市・市税課 (広域センタービル1階)	市・市税課 納税係 ☎25-2314 ☎25-2321 ☎25-2708